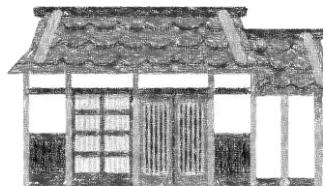


国選定 重要伝統的建造物群保存地区

日南市飫肥伝統的建造物群保存地区 の町並み保存について



伝統的建造物群保存地区（伝建地区）ってなに？

日南市飫肥は、昭和50年の文化財保護法改正により制定された伝統的建造物群保存地区制度に基づき、昭和52年に「地方における小規模な城下町の典型的なものとして侍屋敷の歴史的風致をよくあらわし、我が国にとってその価値は高い。」として、九州で最初に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。

「重要伝統的建造物群保存地区」とは、市町村が決定した「伝統的建造物群保存地区」のうち、特に価値が高いものとして国が選定したものをいいます。

令和3年2月現在、全国で123地区が選定され、宮崎県内では、日南市飫肥、日向市美々津、椎葉村利根川の3地区のみが選定されています。

このように、国にも価値を認められ、文化財として選定された素晴らしい地域であることによって、様々な規制や補助制度もあります。今回、飫肥伝統的建造物群保存地区内にお住まいの皆さんに改めて「伝建地区」についてご理解いただくために、本紙を作成いたしました。

飫肥にはどんな価値があるの？

飫肥の地名は平安時代の『倭名類聚抄』(わみょうるいじゅしょう)に宮崎郡飫肥郷としてその名があることから、古くから開発が進んだ場所であったと考えられます。

日向の都於郡に城を構えて勢力を拡げてきた伊東氏は、飫肥をめぐり、島津氏としばしば争うこととなります。

天正15年(1587)に、豊臣秀吉の九州攻略で案内役を努めた伊東祐兵は、その功で飫肥の地を与えられました。以後、幕末まで一度の改易もなく伊東氏が飫肥を治めることになります。

天正16年(1588)伊東祐兵が飫肥城に入城して、飫肥城下の建設にとりかかりました。右の承応年間(1652~1655)の飫肥城下絵図に見られる屋敷割は、現在の地割とほとんど一致します。

江戸時代の頃の街路が残されていて、現代でもその形を保ち、守り続けられていることこそが、飫肥が重要伝統的建造物群保存地区に選定された理由であり、皆さんの力で守られてきた価値です。

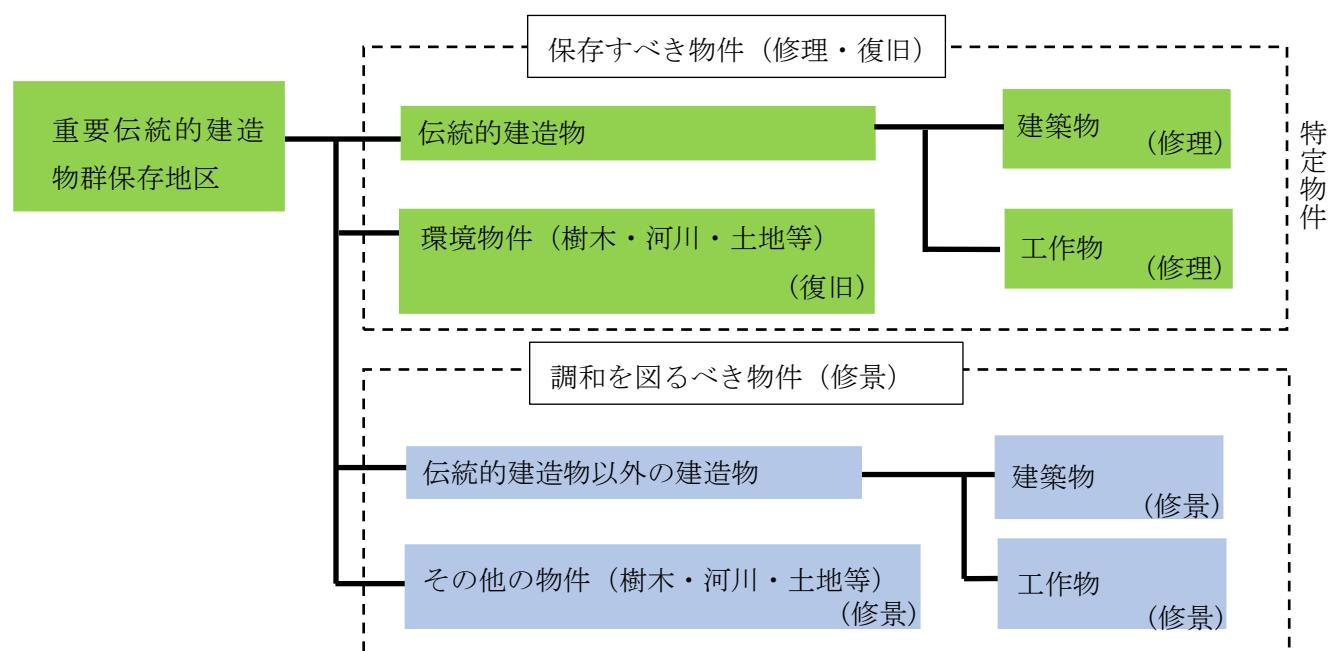


用語がわからない！

伝建制度にかかわる用語の意味がわからない、ということがあると思います。

そこで、少しご説明させていただきます。

「伝統的建造物」	伝統的建造物群を構成している建築物及び工作物のことです。
「環境物件」	樹木や生垣、庭園など、伝統的建造物群と一緒にをなす環境を保存するために特に必要と認められる自然物や土地等の物件のことをいいます。
「保存すべき物件」	上記の「伝統的建造物」と「環境物件」のことを指し、「特定物件」ともいいます。
「修理」	「伝統的建造物」の価値を維持し、その向上に資することを目的として、増築、改築、移転、修繕、または模様替えにより、伝統的建造物を健全な状態に直す行為を言います。
「復旧」	環境物件の特性を維持又は復原し、良好な状態に戻す行為をいいます。 ※復原とは、もとの位置・姿に戻すこと、戻ることをいいます。
「修景」	伝統的建造物以外の建造物、環境物件以外の樹木や土地等に対して、歴史的景観や歴史的風致に調和させる行為を『修景』といいます。



歴史的な町並みをなぜ残すの？

飫肥は長い間、県南地域の政治や文化の中心地であったことから、飫肥城下町の歴史的な町並み景観には、日南市の歴史や文化、伝統が凝縮されています。飫肥城下町に伝建地区の規制がないと、武家屋敷の町並みの中に現代的な洋風住宅が建てられるなど、土地所有者の意向で建築物や工作物に自由な改変が行われます。そうなると、10年、20年・・・40年と時が経てば、歴史的な町並み景観はその姿を大きく変えてしまいます。美しい町並みはひとたび壊されてしまうと簡単には取り戻せません。

後述するように、規制もあって窮屈だと感じる方もいらっしゃると思います。けれども、江戸時代から残っている町並みは偶然に「残った」のではありません。先人や、今を生きる皆さまの努力で現在まで守られてきたものです。そしてこれから先の子どもたちへ、未来へ残していくことの大切さを、一緒に考えてみませんか。



飫肥伝建地区内ではどういう規制があるの？

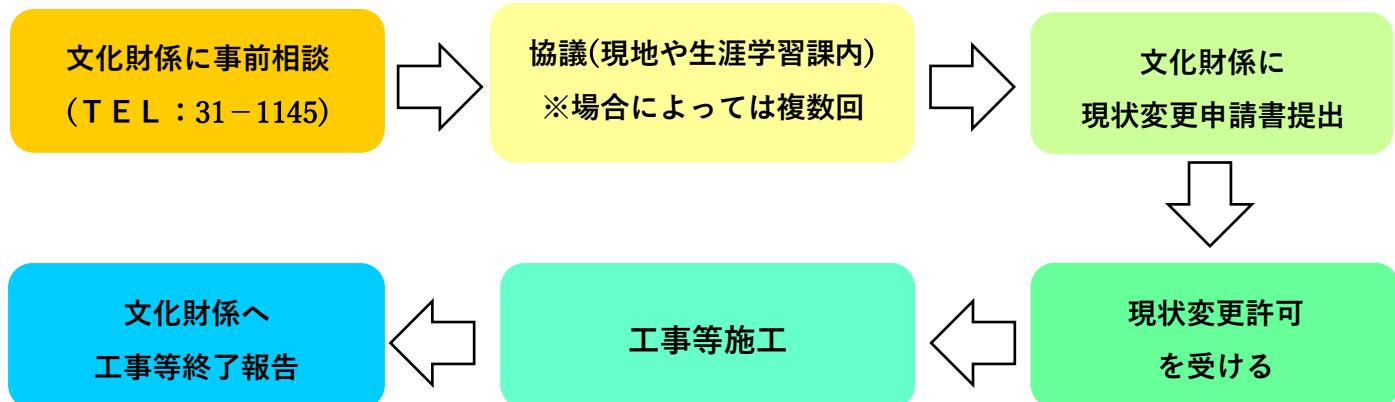
伝建地区内では、全ての建造物等(建物だけでなく、石垣や門などの工作物や生垣などの環境物件も含みます。)について、その現況を変える行為（現状変更）を行う際は、あらかじめ現状変更の協議を日南市教育委員会と行った後に、現状変更許可申請を行い、許可を受ける必要があります。

例えば、

- 建造物の建築・建て替え・増築・取り壊しをする場合(車庫・カーポート等も含む。)
- 建造物の修繕等で外観や外観の色を変更する場合(瓦や建具の取替、外壁塗装等。)
- 屋外に設備機器を設置する場合(エアコン室外機、テレビアンテナ、外部照明等。)
- 樹木等を伐採する場合(間伐や枝打ち等は申請不要です。)
- 看板等を設置する場合

また、内容次第では現状変更申請が不要な場合があります。(例：木竹の維持管理行為等)
申請が必要かどうかの確認や、現状変更行為の相談など、お気軽に文化財係にご相談ください。

●現状変更(申請～許可)の流れ



飫肥伝建地区ではどういう補助があるの？

現状変更許可制度による規制がある一方で、飫肥伝建地区の歴史的風致や、景観に配慮して行われる現状変更行為は、その経費を補助できる場合があります。

【補助内容】

- 建築物等の外観に対する補助
- 修理・修景共に8割以内の補助となり、補助金額の内訳には、市のみならず、国、県からの補助金も含まれます。

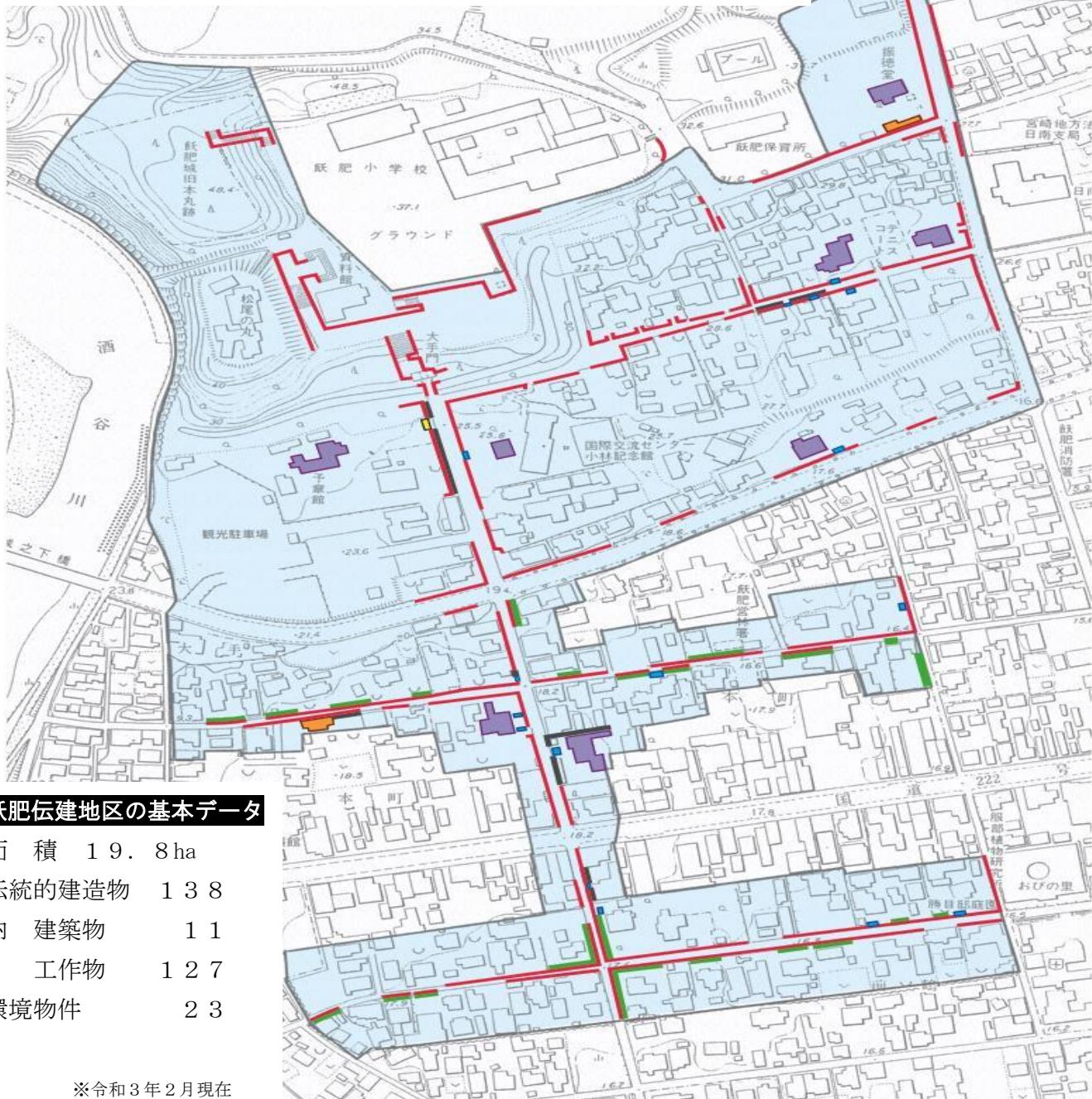
補助を受けるためには、工事を行う前年度の8月頃までには文化財係まで相談していただく必要がありますのでご留意ください。

また、外観の歴史的風致や歴史的景観を維持、向上するための補助であり、リフォーム補助ではありません。そのため、内容によっては補助の対象とならない場合もあります。件数が多い場合は、翌年度以降までお待ちいただくこともあります。

現状変更許可申請に係る様式や補助事業については、市のホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。(HP: 日南市 文化財で検索)

飫肥伝建地区の範囲はどこまで？保存すべき物件はどれ？

伝建地区の範囲ってどこからどこまで？改めて考えるとむずかしいですよね。下の図のよう、青枠内が伝建地区になり、紫の建築物や赤の工作物など、色のついているものが保存すべき物件として特に守るべき伝統的建造物や、環境物件になります。



飫肥伝建地区の基本データ

面 積 19.8 ha

伝統的建造物 138

内 建築物 11

工作物 127

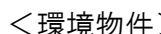
環境物件 23

※令和3年2月現在

<建築物>



<工作物>



<環境物件>



令和3年3月発行

日南市教育委員会 生涯学習課 文化財係

TEL : 0987-31-1145 FAX : 0987-24-0987

HP : 日南市ホームページ

(<https://www.city.nichinan.lg.jp>)

※日南市 文化財で検索